

御嵩町耐震改修促進計画

平成19年	3月	策定
平成24年	3月	改訂
平成29年	1月	改訂
平成30年	8月	改訂
令和3年	3月	改訂
令和8年	3月	改訂

御嵩町

目 次

はじめに

- 1 計画策定の経緯 1

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

- 1 想定される地震の規模 1
- 2 人的被害の想定 2
- 3 建物被害の想定 2

第2 建築物の耐震化に係る目標

- 1 建築物の耐震化の現状 3
- 2 建築物の耐震化の目標 7
- 3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標 10

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

- 1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務 11
- 2 実施する事業の方針 12
- 3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方 12
- 4 第3期計画における重点的な取組み 13
- 5 「命」を守るための多様な取組みの推進 14

第4 建築物の耐震化を促進する施策

- 1 安心して耐震化が行える環境整備 15
- 2 耐震化に関する啓発及び知識の普及 16
- 3 地震時の建築物の総合的な安全対策 18

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

- 1 県との連携 19

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

- 1 計画の推進体制 20

はじめに

1 計画策定の経緯

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間とする「御嵩町耐震改修促進計画」として平成19年3月に策定し（第1期）、その後平成28年から令和2年まで（第2期）、令和3年から令和7年まで（第3期）を計画期間とする改訂を行いました。

令和8年3月に「岐阜県耐震改修促進計画」が改訂されたことで、引き続き耐震改修の促進を行う必要があることから、「御嵩町耐震改修促進計画」について、令和12年度までの5年間の計画期間とする改訂を行い、県の基本的な方針を踏まえた耐震改修を促進するものです。（第4期）。

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものです。

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的に見ても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し、有史以来地震による被害を多く受けてきました。特に1891年に発生した濃尾地震は、日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けました。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっています。

平成23年度から24年度にかけて県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」では、表1-1のとおり県内で特に大きな被害をもたらすと見られる南海トラフの巨大地震と主要な7つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、高山・大原断層帯地震、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震、揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震、長良川上流断層帯地震）を想定される地震としています。

南海トラフの巨大地震については、当町では震度6弱の揺れになり、液状化が発生する可能性が高いと予測しています。

また、7つの内陸直下型地震についても、震度5強から震度6弱の揺れになると想定されますが、液状化の可能性は比較的低いと予測しています。

表 1-1 御嵩町で想定される地震の規模

想定地震 \ 地震の規模	最大震度	PL値（液状化指数）※
南海トラフの巨大地震 ★	5.80（震度6弱）	15.46
阿寺断層系地震	5.36（震度5強）	0.00
跡津川断層地震 ★	5.16（震度5強）	0.00
養老-桑名-四日市断層帯地震 ★	5.55（震度6弱）	0.00
高山・大原断層帯地震 ★	5.11（震度5強）	0.00
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	5.79（震度6弱）	0.00
揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震	5.70（震度6弱）	3.71
長良川上流断層帯地震	5.59（震度6弱）	2.55

※ PL 値（液状化指数） PL 値>15：液状化の可能性が高い 5<PL 値≤15：液状化の可能性がある

★ 平成 23 年～24 年度実施の調査による。それ以外は平成 29 年～30 年度実施の調査による。

2 人的被害の想定

想定地震での被害想定は、表 1-2 のとおりです。地震発生時間は、冬の午前 5 時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後 6 時（住宅等で火気の使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災するケースが多い。）が想定されていますが、ここでは最も人的被害の大きいとされる冬の午前 5 時を記載しています。

表 1-2 御嵩町で想定される人的被害

（単位：人）

想定地震 \ 人的被害	死者数	重症者数	負傷者数	要救助者数※	避難者数
南海トラフの巨大地震 ★	4	7	133	14	915
阿寺断層系地震	0	0	29	1	124
跡津川断層地震 ★	0	0	9	0	39
養老-桑名-四日市断層帯地震 ★	0	1	28	1	123
高山・大原断層帯地震 ★	0	0	5	0	21
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	8	15	193	27	913
揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震	5	9	138	17	654
長良川上流断層帯地震	3	6	110	11	509

※ 要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

★ 平成 23 年～24 年度実施の調査による。それ以外は平成 29 年～30 年度実施の調査による。

3 建物被害の想定

想定地震での被害想定は、表 1-3 のとおりです。焼失棟数については、最も建物被害

の大きいとされる冬の午後6時（住宅等で火気の使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載しています。

表1-3 御嵩町で想定される建物被害

(単位：棟)

想定地震	建物被害 (棟数)		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震 ★	169	761	2
阿寺断層系地震	5	146	0
跡津川断層地震 ★	0	46	0
養老-桑名-四日市断層帯地震 ★	5	138	0
高山・大原断層帯地震 ★	0	25	0
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	138	882	1
揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震	88	644	2
長良川上流断層帯地震	56	522	1

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され、新耐震設計法が導入されました。

本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」といいます。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとします。

「建築物の耐震化」

建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」

新基準建築物、旧基準建築物のうち、耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。

「耐震化率」

建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合（住宅においては戸数）。

「耐震性が不十分な建築物」

旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

(1) 住宅の耐震化の現状

町内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりです。

表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

	総数	住宅の種類		構造				
		専用住宅	併用住宅	木造	RC・SRC	鉄骨造	その他	
旧基準	昭和45年以前	380	370	10	330	50	-	-
	昭和46年～55年	1,110	1,070	40	1,020	50	40	-
	小計	1,490	1,440	50	1,350	100	40	-
新基準	昭和56年～平成2年	1,080	1,070	10	880	50	150	-
	平成3年～12年	1,320	1,300	20	1,100	30	190	-
	平成13年～22年	1,070	1,070	-	840	120	110	-
	平成23年～令和2年	970	890	80	880	-	90	-
	令和3年～5年	420	420	-	420	-	-	-
	小計	4,860	4,750	110	4,120	200	540	-
合計※		6,350	6,190	160	5,470	300	580	-
耐震改修を行った住宅		160						

※ 建築時期不詳を含めない。

御嵩町における住宅の耐震化率の現状については、令和5年住宅・土地統計調査によると、「新基準建築物の住宅」が4,860戸(76.5%)、「耐震改修を行った住宅」が約160戸(2.5%)であることから、町内の住宅総数6,350戸のうち約5,020戸(79.1%)が「耐震化されている住宅」と推計できます。

図2-1 住宅の耐震化の現状 (R5)



(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途、規模の要件は、表2-2のとおりとします。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等を「1号特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）」、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」とし、それぞれの耐震化の現状は、町内の建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりです。

表2-2 特定建築物一覧（建築物の耐震改修の促進に関する法律）

号	N0	用途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		2	体育館（一般公共の用に供されるもの）
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上	

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

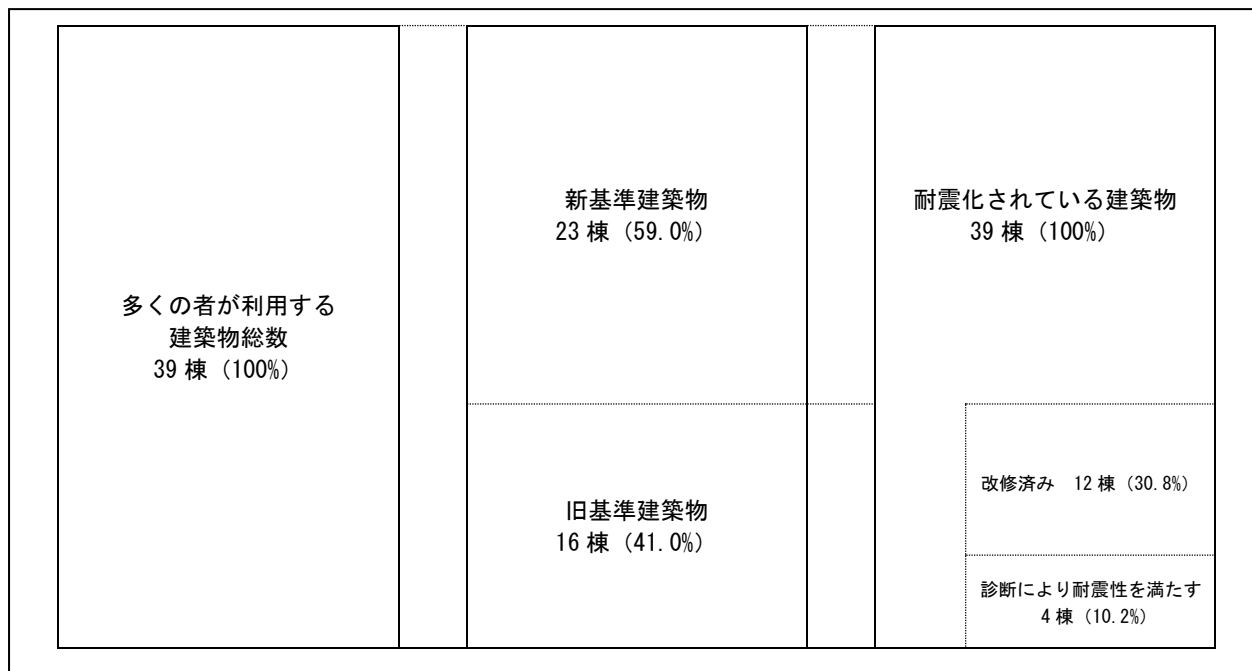
表 2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (R7.3月時点)

(単位：棟)

用途	耐震化の現状		新基準建築物	旧基準建築物	耐震化されている建築物		耐震化率
	全棟数				耐震改修実施済み	耐震性を満たす	
	A=B+C	B	C	D	E	F=B+D+E	G=F/A
庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等	39	23	16	12	4	39	100%

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が23棟(59.0%)、「旧基準建築物」16棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が12棟(30.8%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が4棟(10.2%)であることから、「耐震化されている建築物」は39棟となり、町内の多数の者が利用する建築物総数39棟全てが耐震化されているといえます。

図 2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (R7.3月時点)



2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においては人的被害こそ少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生しました。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では、現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられます。

町民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であるため、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していきます。

○これまでの町の取り組み

- ・旧基準建築物に該当する木造住宅について、耐震診断に対する補助を平成14年度から、耐震補強に対する補助を平成16年度から実施している。平成18年度からは耐震診断に対する補助について全ての建築物を対象とし、耐震補強に対する補助も木造以外の建築物も対象となるよう拡大した。平成20年度からは木造住宅の耐震診断について所有者負担を無料化した。平成29年度からは特定建築物を対象として耐震改修設計に対する補助を実施し、平成30年度からは特定天井に対する補助を拡充している。
- ・平成19年3月に策定した「御嵩町耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化に関する普及啓発や支援を進めている。

○県の耐震改修促進計画（抜粋）

<第4期計画における目標>

令和12年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%

○国の基本方針（抜粋）

平成18年1月25日国土交通省告示第184号

最終改正 令和7年7月17日国土交通省告示第535号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

○住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会【国土交通省】

（同研究会とりまとめ（令和2年5月）より抜粋）

住宅の耐震化率の目標

現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの町の取組みや岐阜県耐震改修促進計画、上記の国の動向を踏まえ、以下を目標とします。

< 第4期計画における目標 >

令和12年 住宅の耐震化率95%

令和12年 多数の者が利用する建築物の耐震化率100%（現状維持）

耐震化率95%を達成するため、令和8年から令和12年までの間に、住宅については約1,020戸の耐震化が必要です。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することで、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図ります。

図 2 - 3 住宅の耐震化の目標

※新築、除却を勘案して、令和 5 年時点の建築物総数から増減なしと仮定して算出。

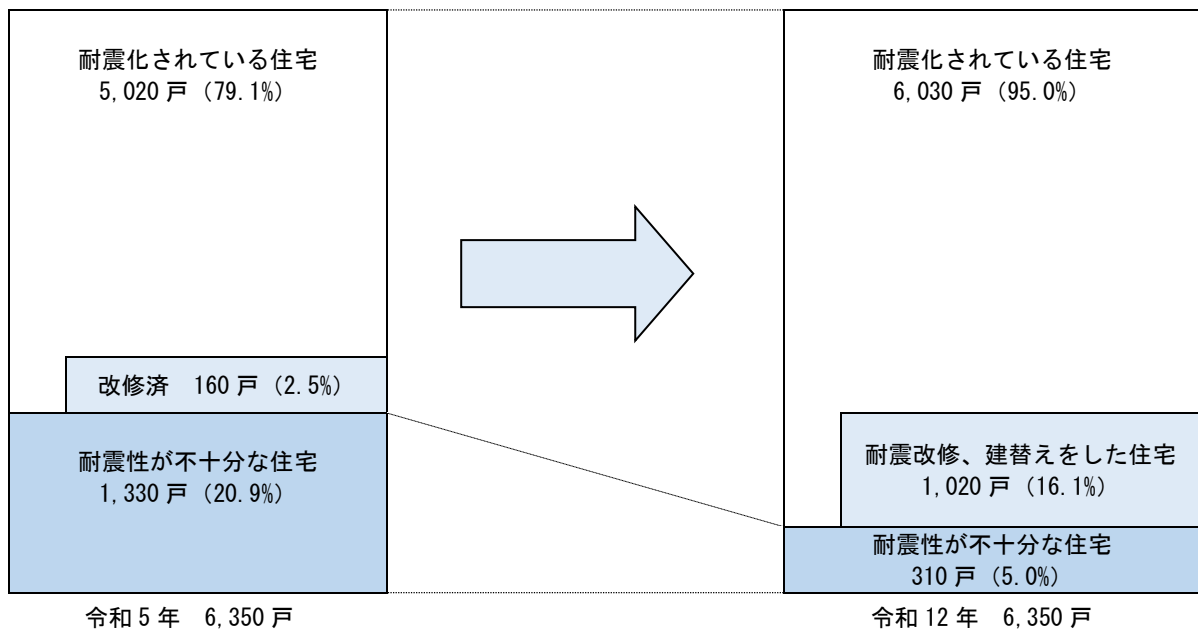
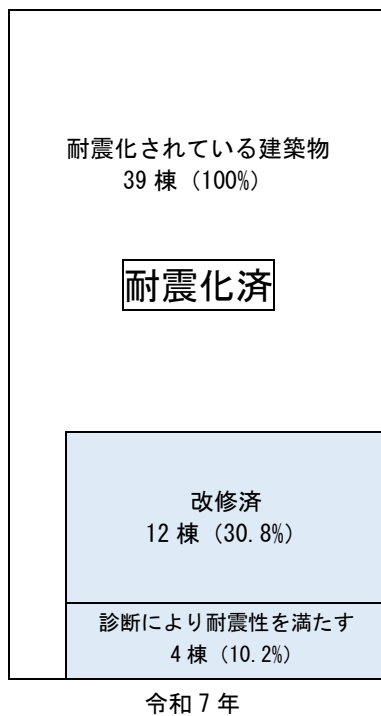


図 2 - 4 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

※多数の者が利用する建築物は全て耐震化されていることが確認できたため現状維持を目標とする。



3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保につながり、大変重要です。

一方、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成28年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立入りができなくなる等、震災復興への対応能力が喪失したケースもあります。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要です。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとします。

(1) 町有施設における耐震化

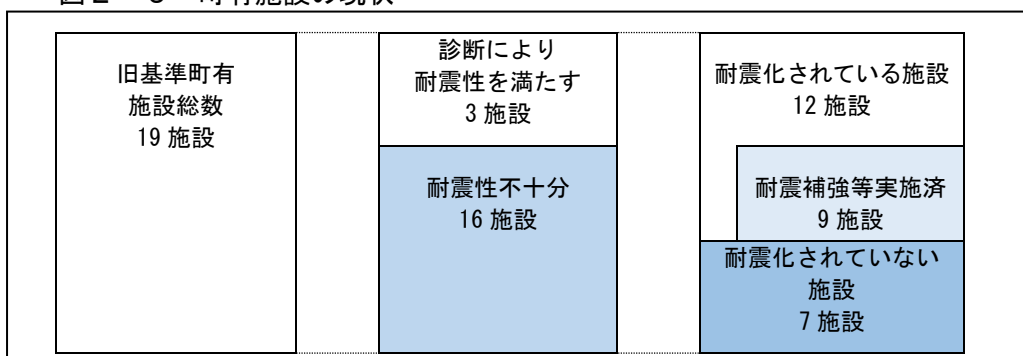
ア) 耐震化の現状

町有施設のうち、防災上重要な施設については計画的に耐震化に取り組んでいます。

「旧基準建築物」19施設のうち、「耐震改修実施済みのもの」が9施設(47.4%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が3施設(15.8%)であるため、「耐震化されている建築物」は12施設となり、「旧基準建築物」19施設のうち63.2%が耐震化されているといえます。

また、耐震化されていない7施設の内、3施設については移転の計画があることから、今後耐震化が必要なものは4施設であるといえます。

図2-5 町有施設の現状



※ 町有施設の対象は、木造・コンクリートブロック造以外で、延べ面積200㎡以上かつ、居室を有する建築物とする

町は、建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「施設利用者の生命(安全)」を守る責務があることから、優先順位を考慮しながら建築物の耐震化を推進するよう努めます。

また、民間の防災拠点施設・避難所については、公共施設における耐震化の取組み状況を周知すること等を通じて所有者による耐震性の早期確保に努めます。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、町では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきました。地震による被害を最小限にとどめるためには、町民・事業者、町及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなを守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要です。

町民・事業者、町及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していきます。

(1) 町民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努めます。
- ・町民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。

(2) 地域の役割

- ・自治会や自主防災組織などで所有する集会所や防災倉庫などについて耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。
- ・自治会や自主防災組織などの活動の中で、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

(3) 町・県の役割

- ・町及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。特に、町にあっては、普及啓発重点地区の設定や、地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努めます。
- ・町及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組みます。
- ・県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。
- ・町、県は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講じるよう努めます。

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要で、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組みます。

建築物の所有者による耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じます。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の効果が得られたことから、今後も継続していきます。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施します。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものです。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施します。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施します。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命及び身体、財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的としますが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとします。

また、住宅においては、別紙に定める「御嵩町耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、耐震化を推進することとします。

(1) 重点的に耐震化を図る地域	町内全域
------------------	------

当町は南海トラフの巨大地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震のほかにも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、町内全域を、重点的に耐震化を図る地域とします。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	岐阜県地域防災計画に定められた第1～3次緊急輸送道路
----------------------	----------------------------

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多くあります。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要です。

そのため、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として県が指定した緊急輸送道路のうち、町内に存するものを町においても同様の道路と指定し、沿道の建築物の耐震化を図ります。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物	多くの者が利用する建築物等、木造住宅、町有建築物
-------------------	--------------------------

1号特定建築物については多数の方が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の方の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

また、上記に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

4 第4期計画における重点的な取組み

第3期計画では、当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物を半減させ、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつあることから、図3-1のとおり、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取組みを強化することとしました。第4期計画においても、同様の方向性で、引き続き施策を進めていきます。

図3-1 重点的に取組む対象建築物と施策の方向性

対象（3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物 ※1	広く町民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等 ※2 ・木造住宅 ・町有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物 ・一定規模以上で多数の者が利用する建築物 ※3 ・防災拠点施設 ※4 ・緊急輸送道路沿道建築物	全所有者向け	改修



- ※1 全ての既存不適格建築物
 ※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。（特定既存耐震不適格建築物）
 ※3 要緊急安全確認大規模建築物
 ※4 要安全確認計画記載建築物

5 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要です。

しかしながら、所有者の資力等の要因により耐震改修等を行うことができない者もいるため、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な施策も有効です。

そのため、将来的な耐震化を前提に、部分的な損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保される簡易補強のほか、主たる居室や寝室のみを補強する耐震シェルターの設置などの新たな防災手法についての検討も必要です。

6 新たな耐震化の取組みの検討

平成28年に発生した熊本地震や、令和6年に発生した能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成12年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られました。

そのため、旧耐震基準による建築物で耐震性が不十分なものがおおむね解消された後には、平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能の検証が適切になされる新たな取組みについての検討も必要です。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行います。

また、本計画期間内においても耐震化に消極的な所有者のニーズ把握を行い、その要因を分析したうえで、必要に応じて新規施策の追加や、現行施策の拡充、見直しを行い、耐震化の推進に努めることとします。

(1) 御嵩町建築物等耐震化促進事業

ア) 御嵩町建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震補強工事に対して県と協働して補助を実施しており、その経緯は以下のとおりです。

《耐震診断》

平成14年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成18年度からは全ての建築物に補助対象を拡充、平成20年度からは木造住宅について所有者負担を無料化しました。

《耐震改修設計》

平成29年度から特定建築物に対する補助を実施しています。

《耐震補強工事》

平成16年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成18年度からは特定建築物にも補助対象を拡充しました。

平成21年度からは一定の要件に該当する木造住宅について、簡易補強工事を補助対象とし、平成25年度からは当該要件を撤廃しました。

平成30年度からは特定建築物の建替え・除却も補助対象とし、さらに特定天井に対する補助を拡充しています。

イ) 御嵩町建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-1のとおりです。

表 4-1 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
木造住宅耐震診断補助事業	6	4	10	4	6	6	12	6	7	11	10	7
木造住宅耐震補強工事費補助	—	—	0	1	0	0	3	0	1	0	0	2
建築物耐震診断事業費補助	—	—	—	—	0	0	0	0	2	1	0	0
特定建築物耐震改修設計費補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定建築物耐震補強工事費補助等	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	1	0

補助事業の種類	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
木造住宅耐震診断補助事業	9	6	8	10	12	7	1	4	0	8	9	3	166
木造住宅耐震補強工事費補助	3	2	2	4	3	2	1	0	0	0	1	1	26
建築物耐震診断事業費補助	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	8
特定建築物耐震改修設計費補助	—	—	—	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
特定建築物耐震補強工事費補助等	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2

※「—」は事業を未実施

ウ) 町民要望に対する的確な対応

耐震診断や耐震補強等の耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金については、町民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努めます。

エ) 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・町の財政状況等を総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行います。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要で、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組みます。

(1) 相談体制の整備

ア) 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」が必要です。県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用します。

なお、相談士の名簿については、町の窓口において閲覧できることとしており、相談士の制度について県のホームページ等で周知を図ります。

イ) 建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、町民からの相談に応じています。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じていきます。

ウ) 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、専門家を派遣し、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催します。

エ) 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進します。

(2) 情報提供の充実

ア) パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできました。今後も県や建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発します。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図ります。

イ) 各種広報媒体を活用した周知

町広報やインターネット等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施します。

ウ) 町主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会等へ県から講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行います。

エ) 町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなを守る」という共助の考え方が重要です。町内会等は地域の災害対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震等の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待されます。

また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPO との連携等幅広い取組みが重要です。

町は、県と連携して各種情報の提供、専門家の派遣等、必要な支援を行います。

オ) 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化（平成20年度から）、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行いました。耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえません。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域等を対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行います。

カ) 診断義務付け建築物（要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物）への啓発強化

診断報告のあった建築物で、耐震性が不十分であることが判明した建築物の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促します。

キ) 診断済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促します。

ク) 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要があります。

このため、旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路や特性等地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行います。

ケ) 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、作成・公表済みです。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されています。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備等の機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実等について、施設所有者に対し普及啓発を行います。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、町内全域について大規模盛土造成地の調査（一次スクリーニング）を行い、その結果について平成27年度～30年度に県ホームページ等で公表しています。今後は、対象地域について箇所別の危険性の確認（二次スクリーニング）の実施に向けて県と連携しながら検討を行います。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は発生予測データである「液状化危険度調査（注）」の活用や、過去の液状化の被害に関する地域での伝承等、きめ細やかな周知と教育に取り組むこととします。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検などの事前対策の周知を行います。

（注）液状化危険度調査とは

岐阜県では、南海トラフの巨大地震等の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施し、県内すべての地域の地盤データに基づき液状化危険度（PL値）を公表しています。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 県との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、県と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要があります。そのため、県と連携しながら指導や対策を進めていきます。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、町、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取組みの情報交換など連携し、建築物の耐震化を推進します。